

Beyond SDGs イノベーション学会 倫理規程

(社会的責任)

第1条 本会及び会員は、社会の発展に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、各自の研究分野において社会からの期待に相応しい研究活動を通して社会の発展に貢献する。また、職務遂行においては常に公衆の安全、健康、福祉を最優先させる。

(研鑽と向上)

第2条 本会及び会員は、自身の能力と人格の向上に継続的に努める。自らの専門知識を、豊かな持続的社会的の実現に最大限に活用し、公衆、雇用者、顧客に対して誠実に対応することを通じて、自身の品位、信頼および尊敬を維持向上させることに努める。

(公正な活動)

第3条 本会及び会員は、立案、計画、申請、実施、報告などの過程において、真実に基づき、公正であることを重視し、誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をなさず、加担しない。また科学技術に関わる問題に対して、特定の権威・組織・利益によらない中立的・客観的な立場から討議し、責任をもって結論を導き、実行する。

(法令の遵守)

第4条 本会及び会員は、職務の遂行に際して、社会規範、法令および関係規則を遵守する。

(契約の遵守)

第5条 本会及び会員は、職務上の雇用者または依頼者の受託者、あるいは代理人として契約を遵守し、職務上知りえた情報の機密保持の義務を負う。

(情報の公開)

第6条 本会及び会員は、関与する計画と事業が人類社会や環境に及ぼす影響を予測評価する努力を怠らず、公衆の安全、健康、福祉を損なう、または環境を破壊する可能性がある場合には、中立性、客観性を保ち、自己の良心と信念に従って情報を公開する。

(利益相反の回避)

第7条 本会及び会員は、自らの職務において、雇用者や依頼者との利益相反を生むことを回避し、利益相反がある場合には、説明責任と公明性を重視して、雇用者や依頼者に対し利益相反についての情報をすべて開示する。

(公平性の確保)

第8条 本会及び会員は、人種、性、年齢、地位、所属、思想・宗教などによって個人を差別せず、個人の人権と人格を尊重する。また、個人の自由を尊重し、公平に対応する。

(専門職相互の協力と尊重)

第9条 本会及び会員は、他者と互いの能力の向上に向けて協力し、専門職上の批判には謙虚に耳を傾け、不公正な競争を避けて真摯な態度で討論すると共に、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、知的財産権を侵害せず、非公開情報の不正入手や不正使用を行わない。また、複数の関係者によって成果を創出した場合には、貢献した者の寄与と成果を尊重する。

(研究対象、研究協力者などの保護)

第10条 本会及び会員は、研究対象を含む研究協力者の人権、人格を尊重し、安全、福利、個人情報の保護等に配慮する。動物などに対しては、苦痛への配慮や生態系への影響を考慮し真摯な態度で扱う。

(職務環境の整備)

第11条 本会及び会員は、不正行為を防止する公正なる環境の整備・維持も重要な責務であることを自覚し、所属コミュニティおよび自らの所属組織の職務・研究環境を改善する取り組みに積極的に参加する。

(教育と啓発)

第12条 本会及び会員は、自己の専門知識と経験を生かして、将来を担う実務家・研究者の指導・育成に努める。また得られた知的成果を、解説、講演、書籍などを通じて公開に努め、人々の啓発活動に貢献する。

(附則)

1. この規程は令和3年9月9日より施行する。